公有財産貸付契約書

貸付人 さいたま市（以下「甲」という。）と借受人 ［ ］（以下「乙」という。）とは、「さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」に基づき、実証実験の実施のため、次の条項により公有財産の貸付契約を締結する。

　（信義誠実等の義務）

第１条　甲と乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

　（貸付物件）

第２条　貸付物件は、別紙一覧のとおりとする。

（指定用途）

第３条　乙は、貸付物件を貸付申込書に記載した使用目的のとおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

　（貸付期間）

第４条　貸付期間は、平成３０年　月　日から、平成３３年３月３１日までとする。

（貸付料）

第５条　前条に定める期間にかかる貸付料は、基本協定書第９条の規定に基づき、無償とする。

　（使用上の制限）

第６条　乙は、貸付物件について、舗装や機器の設置等現状を変更（貸付物件の修繕を除く。）しようとする場合は、事前に変更内容を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

２　第１項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

　（権利譲渡等の禁止）

第７条　乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者（基本協定書第１５条の規定に基づく再委託先を除く。）に転貸し、又は貸付物件の使用権を譲渡してはならない。

２　前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

　（物件保全義務等）

第８条　甲は、貸付物件について修繕義務を負担しない。

２　乙は、サイクルポートとしての機能を維持するため、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

３　乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果した場合は、甲は乙に求償することができる。

４　第２項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

　（実地調査等）

第９条　甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

　（１）第６条第１項に基づく変更に関する承認申請があったとき。

　（２）第７条又は前条第２項又若しくは第３項に定める義務に違反したとき。

　（３）その他甲が必要と認めるとき。

　（契約の解除）

第１０条　甲は、乙がこの契約及び基本協定書に定める義務に違反した場合及び当該物件の管理が良好でないと認める場合は、この契約を解除することができる。

２　甲は、貸付物件を国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じた場合は、基本協定書第２２条第５号並びに地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第５項の規定により準用する第２３８条の５第４項及び第２３８条の５第５項の規定に基づき、該当する貸付物件の契約を解除することができる。

３　甲と乙は、基本協定書第２３条及び第２４条の規定により当該協定が解除されたときは、すみやかにこの契約を解除するものとする。

　（原状回復等）

第１１条　乙は、第４条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは、基本協定書第６章の規定に基づき原状回復等の処置を行わなければならない。

　（損害賠償等）

第１２条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、第１０条第２項の規定に基づき該当する貸付物件の契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第２３８条の４第５項の規定により準用する第２３８条の５第４項及び第２３８条の５第５項の規定に基づき、その補償を請求することができる。

　（有益費等の放棄）

第１３条　乙は、第４条に定める貸付期間が満了した場合又は第１０条の規定により契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（契約の費用）

第１４条　この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

　（疑義等の決定）

第１５条　この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

　（裁判管轄）

第１６条　この契約に関する訴えの管轄は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号

甲　　　　 さいたま市

さいたま市長　　清水　勇人

〇―

乙 〇―

〇―